

機械器具 30 結紮器及び縫合器
一般医療機器 持針器 JMDNコード：12726010

販売名： チタン マイクロニードルホルダー

【形状、構造及び原理等】

〈外観図〉

図-1 (直型)

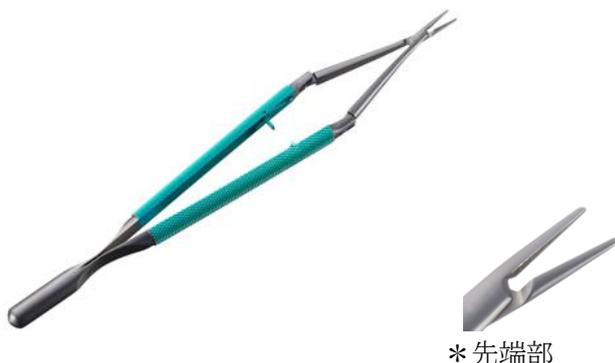


図-2 (曲型)



〈基本構成、仕様等〉

- ①本品は、持針器である。
- ②本品の先端部(刃)形状は、直型と曲型の2種類あり、それぞれ図-1、2のとおりである。
- ③本品の材質は、チタン合金である。

【使用目的又は効果】

本品は、ハンドルを持つ手術器具である。遠位端から転心までの刃の先端が特別な形状になっており、縫合時に縫合針を把持するように設計されている。

【使用方法等】

本品は、通常の持針器として取り扱う。
先端部によって縫合針を把持し、縫合操作を行う。

〈使用方法等に関連する使用上の注意〉

- ・歯科治療以外の目的で使用しないこと。また、使用時に必要以上の力を加えないこと〔折損・曲がりなどの原因になり得る〕。

【使用上の注意】

〈重要な基本的注意〉

- ①使用前、患者ごとに洗浄・滅菌（【保守点検に係る事項】参照）を行うこと。
- ②使用後は、付着している血液、体液、組織及び薬品等を速やかに除去し、感染防止のために洗浄・消毒すること。
- ③本品は、歯科医療有資格者以外は使用しない事。
- ④本品は精密機器につき、粗雑な取扱いをしない事〔器具の寿命を著しく低下させる恐れがある〕。特に先端部は複合材料なので、強い力で圧迫すると破損するおそれがある。
- ⑤本製品の使用によりアレルギー反応が現れた場合は、使用を中止すること。
- ⑥本品を使用する場合は取扱説明書を確認した上、縫合針を本品の所定の位置にセットして確実に把握すること。
- ⑦本品の先端は鋭利であるので、取り扱いに注意する事。

【保管方法及び有効期間等】

- ①腐食や汚染を防ぐために洗浄後必ず乾燥させること。また、保管中は水分が付着しないよう注意すること。
- ②錆びのある器具と一緒に保管しないこと。また、化学薬品と一緒に保管、収納しないこと。
- ③本品は、歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。
- ④清潔な乾燥した、汚れの付着しない場所に保管すること。

【保守・点検に係る事項】

- ①洗淨・滅菌の際は以下の事項に留意すること。
- ・洗淨には歯科用防錆洗淨剤を使用すること。
 - ・薬液消毒を行う時は、薬剤の添付文書に記載された使用上の注意を守り、使用説明書に従って使用すること。薬剤の種類によっては、金属素材に影響を及ぼすことがあるので、使用する洗淨剤の金属に対する腐食性に注意すること。
 - ・洗淨、消毒、滅菌には精製水を使用すること。水道水を使用すると、塩素イオンの影響で金属腐食を起こすことがある。
 - ・加熱滅菌器（オートクレーブ滅菌器など）の乾燥温度に注意すること。高温での乾燥により、器質が変質または変色することがある（オートクレーブの条件は、温度121℃・時間20分が好ましい）。
 - ・腐食（錆び）の原因となるので、洗淨の際、磨き粉や金属ウール・金ブラシを使用しないこと。
 - ・洗淨装置で洗淨するときには、器具同士が接触して損傷することがないように注意すること。
- ②使用前・使用後には以下の点検を行うこと。
- ・接合部や先端部に錆びや剥離等がないこと。
 - ・その他、損傷、摩耗、腐食、汚れ、又は機能していない部位がないこと。
- 上記に異常が見られた場合は、使用を中止する事。

**

*【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

- ①製造販売業者 株式会社東京歯材社
- ②電 話 03-3823-7501
- ③製造業者・Microsurgical Instruments Co., Ltd.
マイクロサージカル社（国名：ロシア）
- ・SST Ltd.
SST社（国名：ロシア）